

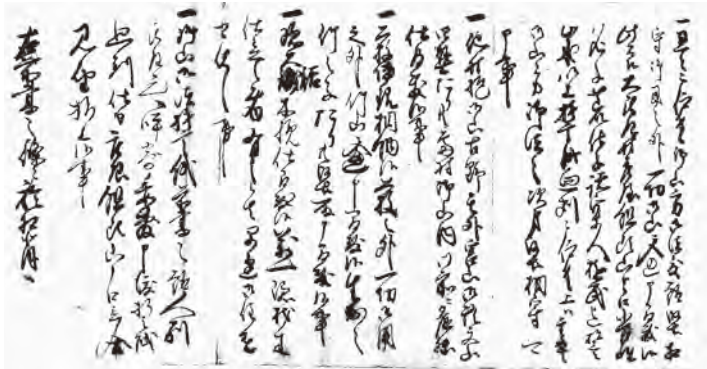
## 古文書で探る庶民のくらし

### 御山誓紙②

岡垣歴史文化研究会 羽山 健一

「吉田文書」の「御山誓紙案文」の続きを紹介する。

「一、御山の諸木生出候所、野山に至る迄、焼畑に仕り間敷く候。



吉田文書の「御山誓紙案文」

並びに屋敷廻り、里山にても御山に相成るべき地所は、御目に懸け申すべき事。」

文意は、立木のある山や野山での焼畑は禁止。屋敷の周囲や里山で、植林可能な場所は注意深く見守ること、である。

「一、御留山に入り候者、私共並びに村中の者共見届け詮議を遂げ候節、剛儀に及び候者これ有り候はば、指し留め置き御注進申し上ぐべく候事。」

留山は、山林育成のため伐採禁止の山、立入禁止の山。私共は、村役人を指す。詮議は取調べること。剛儀は強情、頑固なことである。文意は、留山への侵入者が村の取調べに反抗的、横暴な態度を取る場合、その場に留め役所に通報すること、である。侵入者が従順であれば、鎌などの刃物を没収し、身元や事実確認して帰宅させていた。

「一、連々仰せ付けられ候、御山方御法度の趣き、堅く相守り御

用の外一切御山に入込み申す間敷く候。この節大庄屋・村庄屋・組頭・山ノ口・小百姓・名子・荒仕子・諸牢人・遊民まで十一歳以上誓紙血判仰せ付けられ候上は、重畳御山方御法の次第、堅く相守り申すべき事。」

連々は度々の意で、御用は役所の用事や入用のこと。大庄屋は、郡役所の下で20・35カ村を管轄し、庄屋への法令伝達や訴訟の調整、年貢や夫役の割付けなどを行った。重畳は重ね重ねの意である。

「一、他村抱き御山・古野その外宮山・御証文山・四壁たり共、当村御山内同前に麓末仕り間敷く候事。」

村抱きは、村域のことである。敷坪銀は、竹藪に掛けた税金。一切御用の外、竹山に入り込み申す間敷く候。生出の竹の子たり共、堅く取り申す間敷く候事。」

「一、隠れ大鋸・木挽仕り間敷く候。万一、隠れ材木仕立て候者これ有り候はば、早速御注進仕るべく候事。」

大鋸・木挽は、製材する職人、

又はその行為である。

「一、御山御法誓紙前書の趣き、人別庄屋元へ呼び寄せ委敷申し渡し、誓紙血判仕らせ、庄屋・組頭・山ノ口立合い見届け、指し上げ候事。」

人別は、人別帳(戸籍簿)に記載の村民を指す。文意は、庄屋屋敷に村民を招集し、誓紙前書の内容を委しく説明し、村役人の面前で血判を押した山方誓紙を、役所に提出すること、である。この条文で前書が終わる。続けて、「右前書の條々相背くに於いては」と記す。この後に神文、村民の血判を押した連署が続くのである。

御山誓紙は、毎年春までに作成し、山奉行の巡回視察のときに提出し、郡役所に保管された。これまで紹介した前書の条文は、内容変更も無く長期間使用されたのである。

最後に罰則規定を紹介する。御山に不法侵入の場合、携帯の鎌・具につき杉や松を300本の植林、鉈・斧のときは600本の植林が科せられた。薪採取の場合は1把につき60文程度の罰金であった。

つづく